## 専用サーバサービス利用約款

#### 株式会社サイバー・トレーディング

株式会社サイバー・トレーディングのご提供す専用サーバサービスのご利用を目的とするご契約の内容やそのお申込方法等については、この専用サーバサービス利用約款で定めております。ご契約のお申込の前に、必ずこの専用サーバサービス利用約款の内容をご確認ください。この専用サーバサービス利用約款の内容をご承諾いただけない場合には、ご契約のお申込およびご利用をお断りいたしますので、ご注意ください。

#### 第1節 総則

## 第1条 (約款の適用)

この専用サーバサービス利用約款は、株式会社サイバー・トレーディング(以下、「当社」という。)が提供する専用サーバサービスの利用を目的とする契約(以下、その契約を「利用契約」、および、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます)の内容およびその申入方法等について定めます。当社は、本約款に基づき契約を締結の上、次条に記載するサービスを提供します。

## 第2条 (サービスの種類および内容)

- 1 当社が提供するインターネット関連サービス(以下「本サービス」 といいます)の種類及び内容は、以下の通りです。
- i 自己管理型専用サーバ
- ii 管理サーバ

#### 第3条 (通知方法)

- 1 当社から利用者に対する通知は、本約款に特に定めない限り、 当社指定の申込書またはインターネット上の申込画面に記載された電子メールアドレス宛、ないしは利用者が予め指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行います。
- 2 当社が利用者に対して前項記載の方法により通知した場合に おいて、当該通知が利用者に到達しなかったとしても、当該不 到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負 わないものとするものとします。

#### 第4条 (請求方法)

本サービスの利用料金への請求は、利用者の要望がない限り電子メールによるものとします。

#### 第5条 (約款の変更)

当社は、実施する日を定めて本規約を変更することがあります。その場合にはサービス利用契約の内容は、改定された規約の実施の日から、改定された規約の内容に従って変更されるものとします。

# 第2節 利用契約の締結

## 第6条 (利用契約の締結)

#### 1 (申込)

当社が提供する第 2 条で定める本サービスの利用申込みは、 当社指定の申込書または当社ホームページに表示している申 込画面(以下、「申込書」といいます)に必要事項を記入の上、そ れを当社に提出または送信することにより行うものとします。

i 当社が公開しているホームページから申し込む場合には、ホームページ上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。

- ii 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社または当社がビジネスパートナー契約にもとづいて利用契約の媒介を委託している当社の代理店に提出してください。
- 前 利用契約の申込に際しては、この専用サーバサービス利用約款のすべての内容を確認してざたい。当社は、この専用サーバサービス利用約款の内容の全部または一部を承諾しないかたについては、利用契約の申込および専用サーバサービスの利用を拒絶しますので、その場合には本条第2項において定める申込のための送信の操作または本条第3項において定める申込書の提出を行わないでください。

## 2 (利用開始日)

本サービスの提供は、利用契約が締結され、別表記載に定める初回料金が支払われたことが確認され、当社が利用者に対し電子メールにより送付する登録完了通知が到達した後、同通知書に記載された利用開始日から開始します。

#### 第7条 (申込みの拒絶)

- 1 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
- i 当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
- ii お客さまがこの専用サーバサービス利用約款に違背して専用サーバ サービスを利用することが明らかに予想される場合
- iii 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
- iv 申込書の内容に虚偽記載があった場合
- v 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用 するおそれがある場合
- vi 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
- vii その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合
- viii 申込者がお申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または 被補助人であって、自らの行為によって確定的にサーバサービス利 用契約を締結する能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権 者の同意または追認がない場合。
- ix 申込者がクレジットカードによる料金のお支払をご希望の場合であって、クレジットカード会社の承認が得られない場合
- 2 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

## 第8条 (禁止事項)

- 1 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
- i 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、プライバシー権、パブリシティ権もしくは肖像権等の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ii 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしく は信用を毀損する行為
- iii 脅迫行為
- iv 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- v わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信 または掲載する 行為
- vi 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ 設備等に不正にアクセスする行為
- vii 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール(スパムメール等)や他者が嫌悪感を抱く電子メール (嫌がらセメール)等 を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- viii他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、また社会的に許されない ような行為
- ix 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為
- x 法令に違反する行為
- xi その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行

# サイバー・トレーディングサーバサービス利用規約

2 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為により、当社、他の利用者もしくは第三者に対して損害を与えた場合は、当該費用負担を責任をもって解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えることがないものとします。

## 第9条 (サービス品目の変更)

- 1 利用者は、当社から提供を受けるサービス品目の変更を請求することができます。ただし、登録完了通知において記載された利用開始日から3ヶ月以内はこの限りではありません。
- 2 利用者から前項に基づく請求があった場合、当社は、第 7 条、 第8条の規定に準じて取り扱います。

#### 第10条(契約事項の変更の届出)

- 1 利用者は、申込の際に申込フォームにご入力いただいた事項または申込書にご記入いただいた事項についてご変更があったときは、その旨およびご変更の内容を、ヘルプデスクより速やかに当社に対して届出るものとします。
- 2 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社がご変更の事実を確認するまでは、変更のないものとしてサービスの提供および利用契約に関するその他の事務を行ないます。
- 3 当社は、前項の変更の届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより利用者ないし第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常はすってきまります。
- 4 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の 同一性および継続性が認められる場合に限り、変更を認めま す。
- i 利用者である個人から法人への変更
- ii 利用者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
- iii 利用者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
- iv 利用者である任意団体の代表者の変更
- v その他前各号に類する変更

#### 第11条(相続)

- 1 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとします。ただし、相続の開始から14日以内に当社に申し出ることにより、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとします。
- 2 相続人が複数いる場合には、遺産分割協議等により、利用契約 上の地位を承継する者は 1 人に限るものとし、前項の申出も当 該 1 人の相続人がなすものとします。

#### 第12条 (権利の譲渡)

- 1 利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、担保提供等することはできません。
- 2 利用者は、当社が別に定める場合を除くほか、利用契約にもとづいて当社が提供するサービスを有償または無償で第三者に利用させることができません。

#### 第3節 料金

本サービスの料金については別表に定めるとおりにします。

# 第4節 専用サーバサービス

#### 第13条(専用サーバサービスの利用の開始)

お客さまは、前章において定めるところにより利用契約が成立した時から専用サーバサービスを利用することができます。

#### 第14条(基本サービス)

- 1 当社は、一つの利用契約につき一台のサーバを他の利用者と の共用ではなくお客さま専用のサーバとして利用することができ るサービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。
- 2 この専用サーバサービス利用約款においては、前項により当社 が提供するお客さま専用のサーバを「専用サーバ」といいます。
- 3 前項の基本サービスの詳細については、サービスプランごとに 当社が別に定めるところによるものとします。
- 4 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する 場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害 について、一切の責任を負いません。

## 第15条 (IPアドレス)

- 1 当社は、前条の基本サービスの提供に際して、当社が割り当て る権限を有する特定のIP(InternetProtocol)アドレスを専用サ ーパに割り当てます。
- 2 当社は、前項において定めるところにより割り当てたIPアドレス を第2節第6条において定める承諾の通知の際にお客さまに知 らせます。
- 3 当社は、本条第1項において定めるところにより割り当てたIPアドレスを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第16条 (DNSサーバ)

- 1 当社は、専用サーバサービスをドメイン名で利用することができるようにするため、基本サービスの提供に際して、プライマリDN S(DomainNameSystem)サーバおよびセカンダリDNSサーバをあわせて提供します。ただし、お客さまから特に申出があったときは、プライマリDNSサーバまたはセカンダリDNSサーバの一方または双方を提供しない場合があります。
- 2 当社は、前項により当社の提供するプライマリDNSサーバまた はセカンダリDNSサーバが適切に動作しないことによりお客さ まに生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、本条第1項において定めるところにより提供するプライ マリDNSサーバまたはセカンダリDNSサーバを予告なく変更す る場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損 害について、一切の責任を負いません。
- 4 お客様のほうでブライマリDNS サーバ、セカンダリDNS サーバ を構築されることも可能ですが、この場合も、当該プライマリDN SサーバまたはセカンダリDNSサーバにてお客さまに生じた損 害について、一切の責任を負いません。

#### 第17条 (オプションサービス)

- 1 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービス基本サービスに付加して提供します。
- 2 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの 内容を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによ りお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第18条(登録済みのドメイン名の使用)

1 お客さままたは第三者の名義ですでに登録されているドメイン 名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、専用サーバサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。ただし、専用サーバサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。

2 当社は、お客さまが専用サーバサービスの利用に際して前項に おいて定めるドメイン名を使用することができないことによりお客 さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第19条 (ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス)

- 1 当社は、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対し、 お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手 続の代行サービスを提供します。当社は、お客さまが専用サー バサービスの利用の際に使用するドメイン名に限り、このサービ スを提供します。
- 2 前項のサービスの利用を希望する場合には、利用契約の申込の際に、その旨および希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。
- 3 当社は、本条第1項において定めるところにより当社の提供するサービスが遅延し、または当社がそのサービスを提供しなかったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 4 当社は、ドメイン名管理団体の行うドメイン名の登録のための手 続が遅延し、またはドメイン名管理団体がその手続を行わなか ったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負 いません。

## 第20条 (ドメイン名での専用サーバサービスの利用)

- 1 当社は、前 2 条において定めるドメイン名で専用サーバサービスを利用することができるようにするため、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
- 2 前項の手続の完了後、通常であれば数日経過すると、前2条に おいて定めるドメイン名で専用サーバサービスを利用することが できるようになります。
- 3 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で専用サーバサービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、そのドメイン名で専用サーバサービスを利用することができない場合もあります。
- 4 当社は、本条第 1 項において定めるところにより当社の行う手続が遅延し、または当社がその手続を行わないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 5 当社は、本条第 2 項において定める手順が遅延し、またはその 手順が完了しないことによりお客さまに生じた損害について、一 切の責任を負いません。
- 6 当社は、本条第3項後段において定める事由によりお客さまが 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利 用に際して使用していたドメイン名で専用サーバサービスを利 用することができないことによりお客さまに生じた損害について、 一切の責任を負いません。

## 第21条 (ドメイン名管理団体の制限)

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続の代行サービス(第 19 条)、ドメイン名で専用サーバサービスを利用することができるようにするための手続(第 20 条)については、米国ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

#### 第22条 (インターネットへの接続)

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。専用サーバサービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、または専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

#### 第23条 (経路等の障害)

当社は、専用サーバサービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、お客さまが専用サーバサービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第24条 (専用サーバの管理)

- 1 専用サーバは、お客さまの責任において適切にこれを管理してください。
- 2 専用サーバについて次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、お客さまの責任において適切にその専用サーバの修補を行ってください。
- i 専用サーバが故障し、これが正常に動作しないとき。
- ii 専用サーバが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェアまたはその他の機能が不正に変更されたとき。
- iii 専用サーバがコンピュータウイルスに感染したとき。
- 3 前2項において定める専用サーバの管理は、インターネットを経由した遠隔操作によりこれを行ってください。お客さまは、前2項において定める専用サーバの管理に際して、当社がその専用サーバを設置するデータセンターに立ち入ることができません。
- 4 当社は、本条第1項および第2項において定める専用サーバの 適切な管理を欠いたためにお客さまに生じた損害について、一 切の責任を負いません。
- 5 お客さまは、本条第1項および第2項において定める専用サーバの適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

## 第25条 (当社が自発的に行う修補)

- 1 専用サーバについて前条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は、次条において定めるお客さまの依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその専用サーバの修補を行うことがあります。
- i 専用サーバの筐体の取替
- ii 基本ソフトウェアの再インストール
- iii その他の修補
- 2 当社は、前項にもとづいて当社がその専用サーバの修補を行い、 またはこれを行わないことによりお客さまに生じた損害について、 一切の責任を負いません。

## 第26条(当社がお客さまの依頼にもとづいて行う修補)

- 1 専用サーバについて第24条2項各号に掲げるいずれかの事由 が生じた場合において、お客さまがその修補を行うことができな いときは、前条第1項各号に掲げるものの中からいずれかの方 法を選んでその専用サーバの修補を当社に依頼することができ ます。この修補の依頼は、当社が別に定める方法によりこれを 行ってください。
- 2 当社は、前項において定める修補の依頼があった場合において、 当社がその専用サーバの修補を行い、またはこれを行わないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

# サイバー・トレーディングサーバサービス利用規約

3 1 項において講じた修復作業にかかる費用はすべて実費別途かかります。

#### 第27条 (パスワード等の管理)

- 1 お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザIDおよびパスワード(以下、「パスワード等」という。)を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
- 2 当社は、当社が運用する各種のサーバ(専用サーバを含む。以下、「当社のサーバ」という。)にアクセスしようとする者に対してユーザIDおよびパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム(以下、「パスワード照合システム」という。)を用いる場合には、正しいユーザIDを構成する文字列と入力されたユーザIDを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
- 3 当社は、当社がお客さまに発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、またはその他の方法で当社のサーバに不正にアクセスしたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 4 お客さまは、本条第1項において定めるパスワード等の適切な 管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償す る責任を負います。

#### 第28条 (過大な負荷を与えることの禁止)

お客さまは、当社のサーバまたはその他の設備に過大な負荷を与 えるような方法で専用サーバサービスを利用してはいけません。

## 第29条 (お客さまと第三者との間における紛争)

お客さまは、専用サーバサービスの利用に際して第三者との間に おいて生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用す る権利の有無およびその他一切の紛争について、お客さま自身の 責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

## 第30条 (インターネットにおける慣習の遵守)

お客さまは、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加 者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。

#### 第31条 (違法行為等の禁止)

お客さまは、専用サーバサービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、または第三者にこれを行わせてはいけません。

## 第32条 (契約上の地位の処分の禁止等)

- 1 お客さまは、利用契約にもとづくお客さまの地位および利用契約にもとづき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客さまの権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することができません。また、お客さまは、専用サーバの全部の領域を有償または無償で第三者に利用させることができません。
- 2 お客さまは、専用サーバの一部の領域を有償または無償で第三者に利用させることができます。

3 当社は、前項によりお客さまが専用サーバの一部の領域を第三者に利用させる場合において、その領域を利用するかたに対して、専用サーバサービスの提供およびその他の事項に関する一切の責任を負いません。また、その領域を利用するかたは、当社に対して、専用サーバサービスの利用およびその他の事項に関する一切の権利を有しません。

## 第33条 (営業秘密等の漏洩等の禁止)

- 1 お客さまは、当社の事業に関する技術上または営業上の情報であって公然と知られていないものまたは当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報(以下、本条において「入手情報」という。)の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはいけません。
- 2 前項の規定は、利用契約の終了後も、これを適用するものとします。
- 3 お客さまは、利用契約の終了時までに、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

#### 第34条 (当社からの連絡)

- 1 当社がお客さまに対して電子メール、郵便またはファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
- 2 当社は、前項の連絡の内容をお客さまが理解しているものとして専用サーバサービスの提供および利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 3 当社の名義で作成された電子メール、郵便物またはファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

## 第35条(専用サーバサービスの利用に関する規則)

- 1 当社は、専用サーバサービスの利用に際してお客さまが遵守するべき事項を明らかにするために、この専用サーバサービス利用約款とは別に予告なく専用サーバサービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
- 2 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
- 3 お客さまは、この専用サーバサービス利用約款のほか、本条に もとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

## 第5節 利用契約の更新及び終了

## 第36条 (契約期間)

- 1 第 1 節第 2 条により申込者にお選びいただく契約期間は、3 ヶ月または 12 ヶ月のうちのいずれかとします。
- 2 前項により申込者にお選びいただいた期間をもって、そのサーバサービス利用契約の契約期間とします。
- 3 ある月の途中においてサーバサービス利用契約が成立した場合には、そのサーバサービス利用契約の成立した日から契約期間に相当する期間が経過した日をもって、そのサーバサービス利用契約の存続期間の満了日とします。

- 4 前 2 項によって契約期間の満了日とされる日が金融機関の休日のときは、前 2 項の規定に拘らず、その日以前の金融機関の直近の営業日までの期間をもって、その契約期間とします。
- 5 本条第2項ないし前項の規定は、次条または同条第4項において定めるところにより更新された利用契約について、これを準用します。この場合には、前項における「成立した」は、これを「更新された」と読み替えるものとします。

## 第37条 (契約期間、解約および自動更新)

1 利用者が、契約終了日の前月 20 日までに(年払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社指定の書面または当社ホームページに表示している「各種手続き」欄の解約フォームによる解約の意思表示がなされないかぎり、利用契約は更に自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第38条 (利用契約の解除等)

- 1 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができます。
- i 第6節第40条1項各号ならびに第6節第40条2項のいずれかに 該当する場合
- ii お客さまが、この専用サーバサービス利用約款の定める義務に違背 した場合
- iii お客さまが所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手またはその他の有価証券が、不渡りとなった場合
- iv お客さまについて破産手続またはその他の倒産手続が開始した場合
- v お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合
- vi お客さまが反社会的な団体である場合またはお客さまが反社会的な 団体の構成員である場合
- vii 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生等の申立があった
- viii 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な 支障がある場合または重大な支障の生じる恐れがある場合
- ix その他本約款に違反した場合
- 2 利用者は、当社に対し前月 20 日までに通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。
- 3 利用者が、法人または個人事業者で、年払い契約の場合、前項 に基づき利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金 しないものとします。
- 4 当社は、本条において定める解除を行った場合であっても、そ のお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第39条 (ドメインの登録期間終了等による解約)

- 1 利用者が本サービスで利用しているドメイン名について以下各 号のいずれかに該当する場合、当社は利用者が退会を希望し ているとみなし、解約手続を適用することができるものとします。
- i 登録期間の終了に伴うドメイン名の使用不能
- ii ドメイン名のトランスファー・アウトまたはそれに準じる手続に伴う当 社管理の終了

## 第6節 本サービスの提供の中止等

## 第40条 (専用サーバサービスの提供の中止)

- 1 当社は、次に掲げる物理的事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
- i 当社の電気通信設備の保守または工事等のためやむを得ない場合
- ii 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、若しくはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
- iii 第 1 種電気通信事業者等が、電気通信サービスを中止した場合

- 2 当社は、第2節第7条1項の各号ならびに第2節第8条1項 の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を中 止することがあります。
- 3 当社は、本サービスを中止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- 4 お客さまは、前項により当社がお客さまに対する専用サーバサービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。
- 5 当社は、同条第1項ならびに第2項に基づき本サービスの提供 を中止した場合に利用者が被った損害について賠償の責任を 負いません。

#### 第41条(他者からのクレーム)

- 1 当社は、利用者が第 2 節第 8 条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上、不適当と当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。ただし、サービスの種類によっては、講ずることができない措置があります。
- i 第2節第8条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
- ii 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
- iii 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
- iv 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部もしくは一部を他者が閲覧できない状態に置くこと
- v 本サービスの利用を停止
- vi 利用契約を解除
- 2 前項に基づき本サービスの利用を停止する場合、第40条3項の規定を準用します。
- 3 第1項に基づき利用契約を解除する場合、第40条3項の規定 を準用します。

## 第42条 (提供の一時停止)

- 1 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。
- i 利用者が料金の支払いを遅滞した場合
- ii 当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはその恐れがある等当 社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
- iii 利用者が申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- 2 当社は、本サービスを停止する場合には、利用者に対して事前 に、その旨ならびに理由および期間を通知します。 ただし、緊 急を要する場合はこの限りではありません。
- 3 お客さまは、前項により当社がお客さまに対する専用サーバサービスの提供を停止した場合であっても、すでに当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。

#### 第43条(専用サーバサービスの廃止)

- 1 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している専用サーバサービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項において定める専用サーバサービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

## サイバー・トレーディングサーバサービス利用規約

3 当社は、本条第 1 項において定める専用サーバサービスの廃止によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第44条 (サービス提供の再開)

1 当社は第42条11号の規定により本サービスの停止を実施した 後、利用者より本サービスの停止対象となった未払い料金が支 払われた場合、且つ再設定料として2,400円が別途支払われた 場合に限り、本サービスを再開するものとします。

#### 第45条(サービスの種別の変更)

1 当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、ご利用になっているサービス品目の変更を要請することがあります。利用者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

# 第46条 (提供の廃止)

1 当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を廃止することがあります。その際、廃止する旨、通知を行うものとします。

# 第7節 通信の秘密、個人情報の取扱い

## 第47条 (通信の秘密の保護)

- 1 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の 定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び 令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、利用者が第2節第8条1項各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

#### 第48条 (個人情報等の保護)

- 1 当社は、利用者の営業秘密、または利用者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(併せて、以下「個人情報等」といいます)を利用者本人から直接収集し、または利用者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。
- 2 当社は、これらの個人情報等を利用者本人以外の者に開示、 提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利 用しないものとします。
- 3 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の 定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び 令状に 定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとしま す。
- 4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、 弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を 受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判 断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認め られる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとし ます。当社が法令等に基づく個人情報等の開示請求を受けた 場合も同様とします。

5 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経 過後は、個人情報等を消去するものとします。ただし、利用契 約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、 法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報 を消去しないことができるものとします。

# 第49条 (IP アドレス, ID, パスワードおよびドメイン名の管理責任)

- 1 利用者は当社より一時的に付与された IP アドレス、ID、パスワードについて、善良な管理者としての注意義務を負うものとします。本サービスの入会にあたり届け出たドメイン名についても同様の義務を負うものとします。
- 2 前項に定める IP アドレス, ID, パスワードおよびドメイン名の管理不十分, 使用上の過誤, およびその他利用者の責めに帰すべき理由により, 当社, ネットワークおよび第三者に損害を与えた場合は, 当該利用者がその損害を賠償するものとし, 当社は一切責任を負いません。
- 3 第1項に定める IP アドレス, ID, パスワードおよびドメイン名を 逸失または盗用もしくは第三者により不正に使用された場合は、 速やかに当社に届け出るものとします。

## 第50条 (情報の取扱)

- 1 利用者は、いかなる方法および態様においても、本サービスを 通じて提供されるすべての情報について、権利者の許諾を得る ことなく著作権法その他の法律で定める私的使用の範囲を超え て使用することはできないものとします。
- 2 利用者は、いかなる方法および態様においても、本サービスを 通じて提供されるすべての情報について、権利者の許諾を得な いで、利用者以外の者に使用または公開し、あるいは使用また は公開させることはできないものとします。
- 3 利用者が本条の規定に違反したことにより紛争が発生した場合は、当該利用者の費用負担と責任において解決するものとし、当社になんらの迷惑または損害を与えないものとします。

#### 第51条 (情報の削除)

- 1 当社は、以下の各号に該当する場合には、利用者に通知することなく、利用者が本サービスを利用して公開している情報を削除することができるものとします。
  - i 利用者による書き込み内容が第2節第8条1項各号に定める禁止 行為に該当すると当社が判断した場合
- ii 利用者によって登録された情報の容量が当社所定の容量を超過した場合
- iii その他当社が当該情報を削除する必要があると判断した場合
- 2 利用者が本サービスを利用して公開している情報に関するすべての責任は当該利用者にあり、当社は、前項に関して、情報を監視・削除する義務を負うものではないため、当社が前項に定める削除を行わなかったことにより利用者あるいは第三者がなった損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

# 第8節 サポート

## 第52条 (サポート)

- 1 当社は、サーバサービスに関するお客様のお問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これにお応えするサービス(以下、「サポート」という。)をご提供いたします。サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行ないます。
- 2 当社のサポート手段は以下のいずれかによるものとします。
- i ウェブサイトによるヘルプデスク ii ライブオンラインチャット
- iii 電子メール

3 お客様からの電話、郵便物やファックスでのお問い合わせは受け付けておりますが、その返答として、当社からの電話、ファックスや郵便によるサポートは申し上げておりません。

#### 第53条 (データ等のバックアップ)

- 1 当社は、別に定める場合を除くほか、サーバに保存されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録(以下、本条においては、単に「データ等」という。)について、その毀滅に備えたあらかじめその複製を行なうサービスをご提供いたしません。
- 2 当社は、何らかの事由によりデータ等が毀滅した場合において、 これを復元するサービスをご提供いたしません。
- 3 当社は、データ等の毀滅に備えて定期的にその複製をなさることをお客様に強くお勧めいたします。

#### 第9節 損害賠償等

## 第54条 (損害賠償)

1 利用者またはその代理人、使用人その他利用者の関係者が本 約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、利用者 は、当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

#### 第55条(損害賠償の制限)

- 1 当社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、1ヶ月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実に発生した損害の賠償に応じます。ただし、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えさせていただきます。
- 2 第1種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。

#### 第56条(免責)

- 1 当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さままた は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程 度に関わらず、一切の責任を負いません。
- i 専用サーバに蓄積または転送されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録(以下、単に「データ等」という。)が当社のサーバもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により滅失し、 毀損し、または外部に漏れたこと。
- ii お客さままたは第三者が専用サーバに接続することができず、または専用サーバに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
- iii お客さままたは第三者が専用サーバに蓄積されたデータ等を他所に 転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常より も多くの時間を要したこと。
- 3 利用者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛 争に関しては、利用者が自らその責任において解決するものと し、当社は一切責任を負いません。

4 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、専用サーバ サービス自体によりお客さままたは第三者に生じた損害および 専用サーバサービスに関連してお客さままたは第三者に生じた 損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一 切の責任を負いません。

## 第10節 紛争の解決等

#### 第57条 (準拠法)

本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。

#### 第58条 (紛争の解決)

本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

#### 第59条 (裁判管轄)

本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、当社本店所在 地(東京都)を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。他の裁判所 について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除 します。

#### 第11節 専用サーバサービス利用約款の改定

## 第60条(専用サーバサービス利用約款の改定)

当社は、実施する日を定めてこの専用サーバサービス利用約款の 内容を改定することがあります。その場合には、利用契約の内容 は、改定された専用サーバサービス利用約款の実施の日から、改 定された内容に従って変更されるものとします。